

平成31年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B218	児童扶養手当給付費		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	児童扶養手当給付費	
事業期間	昭和60年度～	根拠法令	児童扶養手当法第4条、第21条（義務）		宣言項目			
					分野施策	020415 生活の安心支援		
1 事業概要 児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭安定と福祉の向上を図る目的で児童扶養手当を給付している。 (1) 児童扶養手当給付費 2,137,364千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 児童扶養手当の支給要件 2,137,364千円 次のいずれかに該当する18歳の年度末（3月31日）までの児童又は20歳未満で障害のある児童を監護（養育）している父、母又は養育者で、申請者や児童が日本国内に住所を有しない等支給できない要件に該当せず、かつ、所得が一定未満であること。 ・父母が婚姻を解消した児童 ・父又は母に一定の障害の状態がある児童 ・父又は母が死亡した児童 ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ・母が婚姻によらないで出産した児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・その他父又は母と生計を同じくしていない児童（拘禁、生死不明等）等 イ 児童扶養手当の月額 1人目・・・父、母又は養育者の所得により 42,910円（全部支給）、42,900～10,120円（一部支給） 2人目加算・・・10,140円（全部支給）、10,130～5,070円（一部支給） 3人目以降加算・・・1人につき6,080円（全部支給）、6,070～3,040円（一部支給） ウ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特例給付金 平成31年度税制改正において、未婚のひとり親に対する「寡婦（夫）控除の適用」は見送られたが、未婚の児童扶養手当支給者に対しては年17,500円の給付金を支給するもの。 (2) 事業計画 児童扶養手当支給日 年5回 平成31年4月（12月～3月分支給）、8月（4月～7月分支給）、11月（8月～10月分支給） 1月（11月～12月分支給）、3月（1月～2月分支給） 各月11日（土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその直前の平日） ※平成31年11月支給から支払月及び支払回数の見直しが行われる。年3回（4.8.12月）→年6回（奇数月） (3) 事業効果 支給対象者（町村分のみ）の推移（各年度7月末） 平成28年度 3,728人 平成29年度 3,460人 平成30年度 3,559人					
2 事業主体及び負担区分 県（町村部） 児童扶養手当（国1/3・県2/3） 未婚の受給者に対する臨時・特別給付金（国10/10）								
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） （区分）社会福祉費（細目）2児童福祉費 （細説）(7)児童扶養手当及び母子寡婦福祉対策費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	2,137,364	国庫支出金					1,420,243	399,849
前年額	1,737,515						1,158,344	